

行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査等について

内閣府国民生活局企画課

平成 21 年 6 月

1. 調査目的

公益通報者保護法が平成 18 年 4 月に施行され、約 3 年が経過したことを踏まえ、各府省庁、都道府県、市区町村を対象に、平成 21 年 3 月 31 日時点（平成 20 年度）における、内部の職員等からの通報・相談窓口の設置状況（各府省庁については外部窓口の整備に係る検討状況を含む）、通報の受理等の件数、外部の労働者からの公益通報の件数等の調査を通じて、制度の円滑な運用に向けた検討に関する基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査対象及び調査方法

各府省庁（18 件）、各都道府県（47 件）、各市区町村（1,800 件）に対し、調査票を発送した。また、各府省庁に対しては外部窓口の整備に係る検討状況に関する調査票も別途発送した。

※ 調査対象府省庁は、内閣官房、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省である。

※ 各市区町村（1,800 件）の内訳は、市、区 805 件、町 803 件、村 192 件。

※ 各地方公共団体の内部窓口に関する集計は首長部局からの回答に基づいている。各都道府県教育委員会及び警察本部からの回答は都道府県の取組状況一覧表に記載。外部の労働者からの通報件数には、各地方公共団体首長部局、教育委員会、都道府県警察本部からの通報を合計している。

3. 調査項目

I) 内部の職員等からの通報

- 通報・相談窓口の設置状況（各府省庁における外部窓口の整備に係る検討状況）
- 各行政機関が受け付けている通報対象事実の範囲
- 通報の受理件数、調査に着手した件数、是正措置等を講じた件数

II) 外部の労働者からの公益通報

- 公益通報の受理件数、調査に着手した件数、措置を講じた件数、措置の具体的内容

4. 回収数及び回収率

各行政機関からは、1,692 件（90.7%）の回答が得られた。

うち、行政種別ごとの回収率は、府省庁（18 件、100.0%）、各都道府県（47 件、100.0%）、市区町村（1,627 件、90.4%）である。

行政機関における公益通報者保護法施行状況調査等

I. 内部の職員等からの通報	1
1.通報・相談窓口の設置状況.....	1
(1) 府省庁、都道府県、市区町村別.....	1
(2) 市区、町、村別.....	2
2.通報・相談窓口の設置時期.....	3
3.通報対象事実の範囲	4
4.外部窓口の設置状況	5
5.各府省庁における外部窓口の整備に係る検討状況.....	6
6.各府省庁における取組状況一覧	8
7.都道府県における取組状況一覧	10
8.政令指定都市における取組状況一覧	12
9.窓口を設置している市区町村一覧（都道府県別）	13
II. 外部の労働者からの公益通報.....	21
(参考) 平成 19 年度外部の労働者からの公益通報.....	23

I. 内部の職員等からの通報

1. 通報・相談窓口の設置状況

(1) 府省庁、都道府県、市区町村別

(平成21年3月31日時点)

- 府省庁、都道府県では設置率が100%に達している。
- 市区町村では約40%（回答市区町村ベース）にとどまるが、前回調査（回答市区町村の約36%）よりも上昇している。

① 府省庁



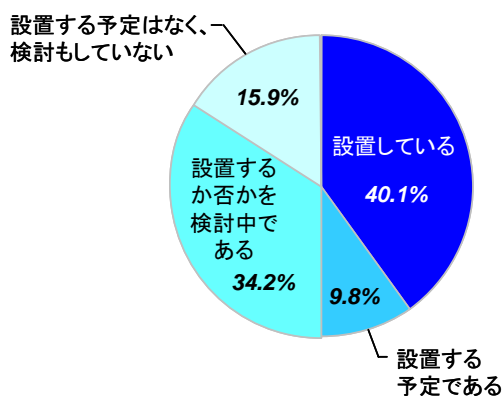
設置している	18機関	(100.0%)
設置する予定である	0機関	(0.0%)
設置するか否かを検討中である	0機関	(0.0%)
設置する予定はなく、検討もしていない	0機関	(0.0%)
N=		18
【参考】前回調査結果(平成20年3月31日時点)		
設置している	18機関	(100.0%)
設置する予定である	0機関	(0.0%)
設置するか否かを検討中である	0機関	(0.0%)
設置する予定はなく、検討もしていない	0機関	(0.0%)
N=		18

② 都道府県



設置している	47機関	(100.0%)
設置する予定である	0機関	(0.0%)
設置するか否かを検討中である	0機関	(0.0%)
設置する予定はなく、検討もしていない	0機関	(0.0%)
N=		47
【参考】前回調査結果(平成20年3月31日時点)		
設置している	47機関	(100.0%)
設置する予定である	0機関	(0.0%)
設置するか否かを検討中である	0機関	(0.0%)
設置する予定はなく、検討もしていない	0機関	(0.0%)
N=		47

③ 市区町村



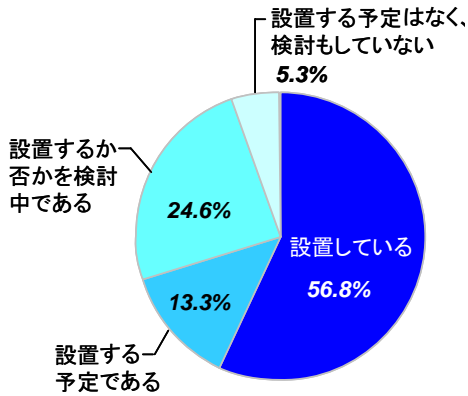
設置している	652機関	(40.1%)
設置する予定である	160機関	(9.8%)
設置するか否かを検討中である	556機関	(34.2%)
設置する予定はなく、検討もしていない	259機関	(15.9%)
N(無回答除く) =		1627
【参考】前回調査結果(平成20年3月31日時点)		
設置している	552機関	(35.5%)
設置する予定である	175機関	(11.2%)
設置するか否かを検討中である	566機関	(36.4%)
設置する予定はなく、検討もしていない	263機関	(16.9%)
N(無回答除く) =		1556

(2) 市区、町、村別

(平成21年3月31日時点)

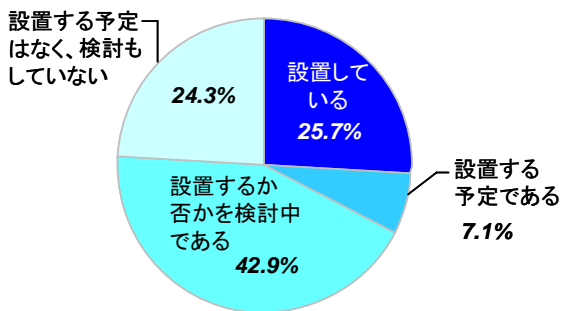
■ 市、区では設置率が約57%（前回約52%）となっているが、町では約26%（前回23%）、村は約16%（前回約14%）にとどまる（回答自治体ベース）。

① 市、区



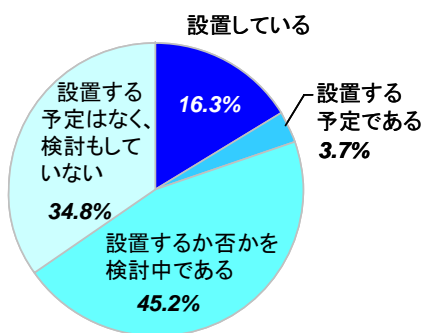
設置している	450機関	(56.8%)
設置する予定である	105機関	(13.3%)
設置するか否かを検討中である	195機関	(24.6%)
設置する予定はなく、検討もしていない	42機関	(5.3%)
N(無回答除く) =		792
【参考】前回調査結果(平成20年3月31日時点)		
設置している	372機関	(51.9%)
設置する予定である	118機関	(16.5%)
設置するか否かを検討中である	185機関	(25.8%)
設置する予定はなく、検討もしていない	42機関	(5.9%)
N(無回答除く) =		717

② 町



設置している	180機関	(25.7%)
設置する予定である	50機関	(7.1%)
設置するか否かを検討中である	300機関	(42.9%)
設置する予定はなく、検討もしていない	170機関	(24.3%)
N(無回答除く) =		700
【参考】前回調査結果(平成20年3月31日時点)		
設置している	161機関	(23.0%)
設置する予定である	49機関	(7.0%)
設置するか否かを検討中である	317機関	(45.4%)
設置する予定はなく、検討もしていない	172機関	(24.6%)
N(無回答除く) =		699

③ 村



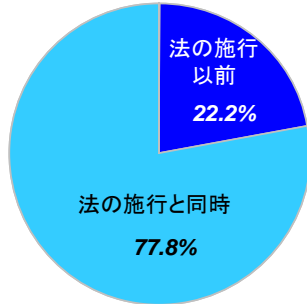
設置している	22機関	(16.3%)
設置する予定である	5機関	(3.7%)
設置するか否かを検討中である	61機関	(45.2%)
設置する予定はなく、検討もしていない	47機関	(34.8%)
N(無回答除く) =		135
【参考】前回調査結果(平成20年3月31日時点)		
設置している	19機関	(13.6%)
設置する予定である	8機関	(5.7%)
設置するか否かを検討中である	64機関	(45.7%)
設置する予定はなく、検討もしていない	49機関	(35.0%)
N(無回答除く) =		140

2. 通報・相談窓口の設置時期

(平成21年3月31日時点)

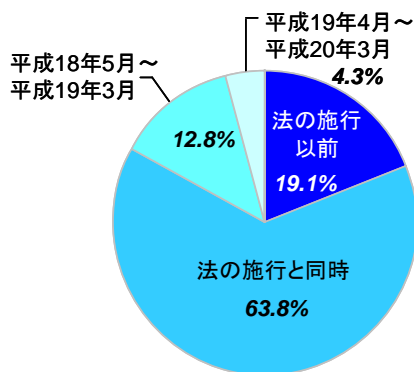
- 府省庁及び都道府県においては、公益通報者保護法の施行以前又は施行（平成18年4月）とほぼ同時期に窓口を設置している。
- 市区町村では設置時期にばらつきがみられる。

① 府省庁



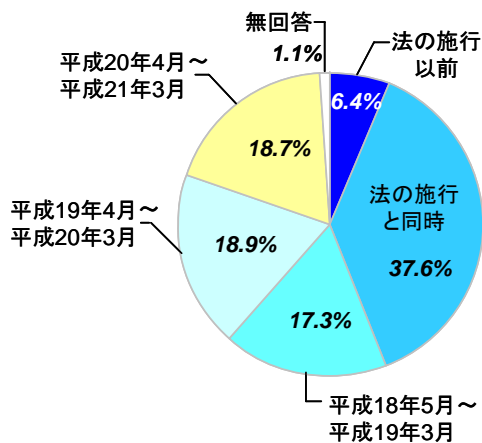
法の施行以前	4機関	(22.2%)
法の施行と同時(平成18年4月)	14機関	(77.8%)
平成18年5月～平成19年3月	0機関	(0.0%)
平成19年4月～平成20年3月	0機関	(0.0%)
平成20年4月～平成21年3月	0機関	(0.0%)
N=		18

② 都道府県



法の施行以前	9機関	(19.1%)
法の施行と同時(平成18年4月)	30機関	(63.8%)
平成18年5月～平成19年3月	6機関	(12.8%)
平成19年4月～平成20年3月	2機関	(4.3%)
平成20年4月～平成21年3月	0機関	(0.0%)
N=		47

③ 市区町村



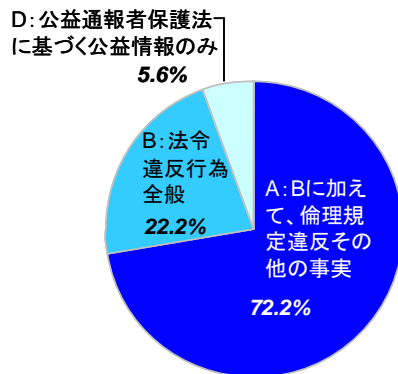
法の施行以前	42機関	(6.4%)
法の施行と同時(平成18年4月)	245機関	(37.6%)
平成18年5月～平成19年3月	113機関	(17.3%)
平成19年4月～平成20年3月	123機関	(18.9%)
平成20年4月～平成21年3月	122機関	(18.7%)
無回答	7機関	(1.1%)
n(1で「設置している」とした行政機関) =		652

3.通報対象事実の範囲

(平成 21 年 3 月 31 日時点)

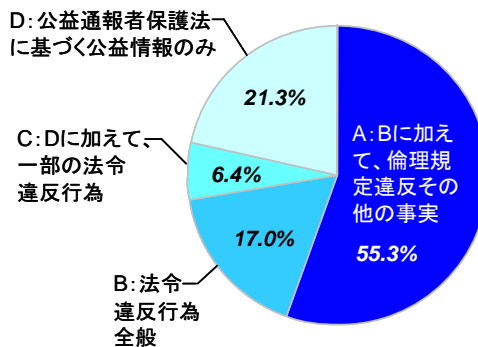
- 府省庁においては、72.2%（13機関）の行政機関で、対象事実を法令違反行為全般よりも広い範囲に設定している。
- 都道府県においては、一部、公益通報者保護法に基づく通報のみに限定しているものの、大部分が法令行為全般やさらに広い範囲を対象としている。
- 市町村においても、ばらつきはあるものの、法令違反行為全般よりも広い範囲を対象としているとの回答が約40%（1.で「設置している」とした市区町村のうち）を占める。

① 府省庁



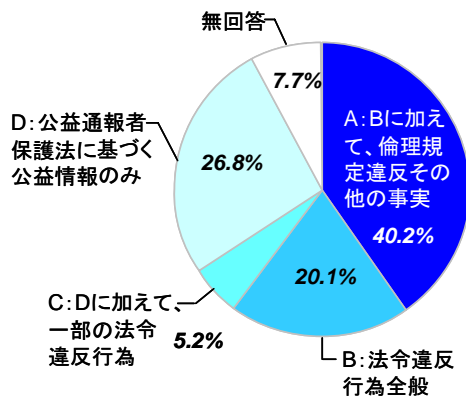
A: Bに加えて、倫理規定違反その他の事実	13機関	(72.2%)
B: 法令違反行為全般	4機関	(22.2%)
C: Dに加えて、一部の法令違反行為	0機関	(0.0%)
D: 公益通報者保護法に基づく公益情報のみ	1機関	(5.6%)
N=		18

② 都道府県



A: Bに加えて、倫理規定違反その他の事実	26機関	(55.3%)
B: 法令違反行為全般	8機関	(17.0%)
C: Dに加えて、一部の法令違反行為	3機関	(6.4%)
D: 公益通報者保護法に基づく公益情報のみ	10機関	(21.3%)
N=		47

③ 市区町村



A: Bに加えて、倫理規定違反その他の事実	262機関	(40.2%)
B: 法令違反行為全般	131機関	(20.1%)
C: Dに加えて、一部の法令違反行為	34機関	(5.2%)
D: 公益通報者保護法に基づく公益情報のみ	175機関	(26.8%)
無回答	50機関	(7.7%)
n(1.で「設置している」とした行政機関) =		652

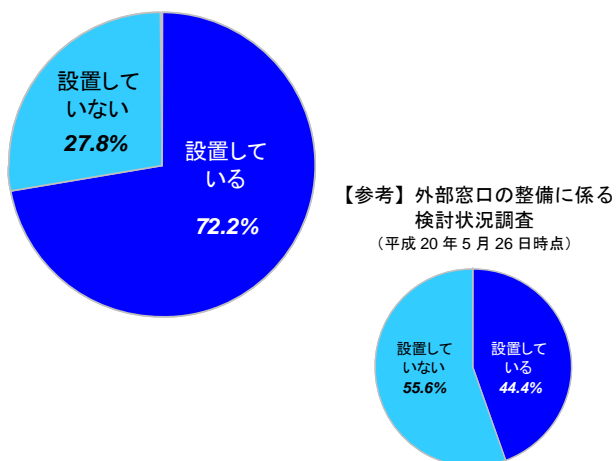
※ 組織内に複数の窓口があり、かつ通報対象の範囲が異なる場合、本省や首長部局に設置された窓口における範囲を集計対象とした。

4.外部窓口の設置状況

(平成21年3月31日時点)

- 内部の職員等からの通報・相談窓口を外部に設置している行政機関の割合は、府省庁の約7割(13機関)、都道府県の約6割(28機関)となっている。
- 市区町村において通報・相談窓口を「設置している」と回答した自治体のうち、外部窓口を設置している割合は12%となっている。

① 府省庁



設置している	13機関	(72.2%)
設置していない	5機関	(27.8%)
N=		18

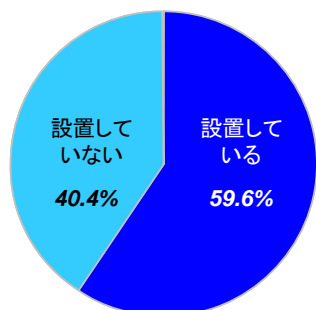
【参考】外部窓口の整備に係る検討状況調査結果
(平成20年5月26日時点)

設置している	8機関	(44.4%)
設置していない	10機関	(55.6%)
N=		18

【参考】前回調査結果(平成20年3月31日時点)

設置している	5機関	(27.8%)
設置していない	13機関	(72.2%)
N=		18

② 都道府県

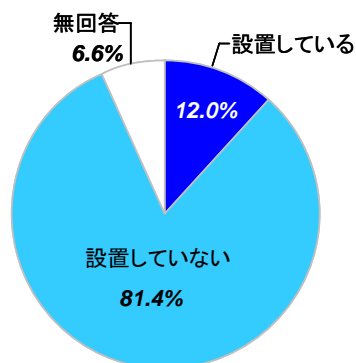


設置している	28機関	(59.6%)
設置していない	19機関	(40.4%)
N=		47

【参考】前回調査結果(平成20年3月31日時点)

設置している	26機関	(55.3%)
設置していない	21機関	(44.7%)
N=		47

③ 市区町村



設置している	78機関	(12.0%)
設置していない	531機関	(81.4%)
無回答	43機関	(6.6%)
n(1で「設置している」とした行政機関) =		652

【参考】前回調査結果(平成20年3月31日時点)


設置している	61機関	(11.1%)
設置していない	491機関	(88.9%)
n(1で「設置している」とした行政機関) =		552


5.各府省庁における外部窓口の整備に係る検討状況


(平成21年3月31日時点)

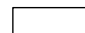
省庁名	回答
内閣官房	平成19年3月19日付けで、弁護士による外部窓口を設置。
人事院	平成22年度からの設置に向けて、必要経費につき予算要求の準備を行っている。
内閣府	平成16年4月より、法令順守対応室の設置とともに、弁護士による外部窓口を設置。
宮内庁	外部窓口の具体的な設置方法等について、委託先や形態等を引き続き検討している。
公正取引委員会	平成21年度の第1四半期中に、弁護士事務所等に委託する方法により外部窓口を設置する予定。
警察庁	平成19年5月30日付けで、弁護士による外部窓口を設置。
金融庁	平成15年6月より、法令等遵守調査室(設置当初:コンプライアンス対応室)の設置とともに、弁護士による外部窓口を設置。
総務省	平成18年1月27日付けで、法令等遵守調査室(設置当初:コンプライアンス対応室)の設置に合わせ、弁護士による外部窓口を設置。
法務省	平成21年3月に、弁護士による外部窓口を設置。

省庁名	回答
外務省	内部通報窓口を設置している監察査察官組織は、その長に検事が任命されているほか、検事や公認会計士等の外部専門家が所属していることから、職員が同一組織内に通報することへの心理的な抵抗感の回避や法令遵守徹底を目的とする外部窓口と同様の機能を果たしている。
財務省	平成21年1月1日付けで、弁護士による外部窓口を設置。
文部科学省	(平成21年4月1日付けで、弁護士による外部窓口を設置。)
厚生労働省	(平成21年4月1日付けで、弁護士による外部窓口を設置。)
農林水産省	平成20年4月14日付けで、弁護士による外部窓口を設置。
経済産業省	平成20年5月22日付けで、弁護士による外部窓口を設置。
国土交通省	平成21年2月12日付けで、弁護士による外部窓口を設置。
環境省	平成20年4月1日付けで、弁護士による外部窓口を設置。
防衛省	平成21年1月15日付けで、弁護士による外部窓口を設置。

 外部窓口、又は同様の機能を持つ窓口を整備している省庁

 平成21年度内に外部窓口の整備をしている省庁

 平成21年度内に外部窓口の整備を予定している省庁

 外部窓口の整備を検討中である省庁

6.各府省庁における取組状況一覧

(平成21年3月31日時点)

府省庁	設置の有無	設置時期	設置場所	その他の設置場所	外部窓口の設置	通報対象事実の範囲 ※1	受案件数等 ※2		
							受案件数	調査に着手した件数 ※3	是正措置等を講じた件数 ※3
内閣官房	設置している	H18.4	内閣総務官室(調整担当)	弁護士事務所	○	A	3	3	0
人事院	設置している	H18.4	事務総局法令遵守室	—	×	A	0	0	0
内閣府	設置している	H16.2	大臣官房総務課	弁護士事務所、沖縄総合事務局	○	B	1	1	1
宮内庁	設置している	H18.4	長官官房秘書課	—	×	A	0	0	0
警察庁	設置している	H18.4	長官官房人事課	弁護士事務所	○	A	0	0	0
金融庁	設置している	H18.4	金融庁法令等遵守調査室	ヘルプライン(弁護士事務所)	○	A	0	0	0
公正取引委員会	設置している	H18.4	事務総局官房人事課	—	×	A	0	0	0
総務省	設置している	H18.1	大臣官房秘書課法令等遵守調査室	ヘルプライン(弁護士事務所)	○	B	0	0	0
法務省	設置している	H18.4	大臣官房人事課服務係	各法務局、最高検察庁、各高等検察庁、各地方検察庁、各矯正管区、各地方更生保護委員会、各入国管理局、公安調査庁総務部総務課企画調整室、弁護士事務所	○	A ※4	8	7	0
外務省	設置している	H14.8	大臣官房総務課監察査察室	—	○ ※5	A	31	31	40
財務省	設置している	H18.4	大臣官房秘書課首席監察官	財務局監察官(首席財務局監察官)、税関監察官(首席税関監察官)、弁護士事務所、国税庁長官官房人事課服務第一係及び第二係、各国税局人事第二課服務係(東京国税局は考査課実施係、沖縄国税事務所は人事課人事第二係)、税務大学校総務課総務係、国税不服審判所管理室総務係	○	A	2	1	0
文部科学省	設置している	H18.4	大臣官房人事課計画調整班	—	×	※6	A	0	0
厚生労働省	設置している	H18.4	大臣官房人事課職員第一係	大臣官房地方課法令遵守室、社会保険庁総務部総務課企画室	×	※6	A	9	9

府省庁	設置の有無	設置時期	設置場所	その他の設置場所	外部窓口 の設置	通報対象 事案の範 囲 ※1	受理件数等 ※2		
							受理件数	調査に着 手した件 数 ※3	是正措置 等を講じ た件数 ※3
農林水産省	設置している	H18.4	大臣官房秘書課(官房人事 班)	大臣官房統計部管理課(管理班担当)、各局庁 庶務課(服務担当班)、各施設等機関庶務担当 課(服務担当)、各地方農政局人事課、北海道 農政事務所人事課、各森林管理局総務担当 課、各漁業調整事務所総務担当部署、弁護士 事務所	○	D	0	0	0
経済産業省	設置している	H18.4	大臣官房監察室	弁護士事務所	○	A	2	2	2
国土交通省	設置している	H18.4	国土交通省公益通報窓口	弁護士事務所、海上保安庁監察官、管区海上 保安本部管区監察官、海上保安大学校事務局 長、海上保安学校事務部長、気象庁総務部人 事課	○	A	0	0	0
環境省	設置している	H18.4	大臣官房秘書課	弁護士事務所	○	B	0	0	0
防衛省	設置している	H18.3	大臣官房文書課	ヘルプライン(弁護士事務所)、防衛大学校総務 部総務課、防衛医科大学校事務局総務部総務 課、防衛研究所総務課、統合幕僚監部総務部 総務課、陸上幕僚監部監理部総務課、海上幕 僚監部総務部総務課、航空幕僚監部管理部総 務課、情報本部総務部総務課、技術研究本部 総務部総務課、装備施設本部総務課、防衛監 察本部総務課、各地方防衛局総務部総務課	○	B	6	6	0
合計	—	—	—	—	—	—	62	60	43

※1 通報対象事実の範囲について

A: Bに加えて、倫理規定違反その他の事実

B: 法令違反行為全般

C: Dに加えて、一部の法令違反行為

D: 公益通報者保護法に基づく公益情報のみ

※2 件数は、職員等からの通報回数ではなく、通報対象事実の数を集計したもの。

※3 前年度受理し、今年度処理した事案を含むため、調査に着手した件数や是正措置等を講じた件数が受理件数を上回ることがある。

※4 中国地方更生保護委員会はB、九州地方更生保護委員会はC、各法務局と北海道・関東・近畿・四国地方更生保護委員会、公安調査庁はD、それ以外はA。

※5 内部通報窓口を設置している監察査察官組織は、その長に検事が任命されているほか、検事や公認会計士等の外部専門家が所属していることから、職員が同一組織内に通報することへの心理的な抵抗感の回避や法令遵守徹底を目的とする外部窓口と同様の機能を果たしている。

※6 平成21年4月1日設置。

7.都道府県における取組状況一覧

(平成 21 年 3 月 31 日時点)

都道府県	知事部局							教育委員会							警察本部							管内市区町村の設置率 設置している管内市区町村の割合 (%) ※4
	設置の有無	設置時期	外部窓口の設置	通報対象事実の範囲 ※1	受理件数等 ※2			設置の有無	設置時期	外部窓口の設置	通報対象事実の範囲 ※1	受理件数等 ※2			設置の有無	設置時期	外部窓口の設置	通報対象事実の範囲 ※1	受理件数等 ※2			
					受理件数	調査に着手した件数 ※3	是正措置等を講じた件数 ※3					受理件数	調査に着手した件数 ※3	是正措置等を講じた件数 ※3					受理件数	調査に着手した件数 ※3	是正措置等を講じた件数 ※3	
北海道	設置している	H17.4	×	A	0	0	0	設置している	H17.6	×	A	3	3	2	設置している	H18.4	×	D	0	0	0	19.0
青森県	設置している	H18.4	×	A	0	0	0	設置している	H18.4	×	A	0	1	1	設置している	H18.4	×	D	0	0	0	41.0
秋田県	設置している	H18.4	○	D	0	0	0	設置している	H18.6	×	D	0	0	0	設置している	H18.8	×	B	0	0	0	36.4
岩手県	設置している	H18.4	○	B	0	0	0	設置している	H18.4	×	A	0	0	0	設置している	H18.7	×	A	0	0	0	44.1
山形県	設置している	H18.4	○	A	1	1	1	設置している	H18.4	○	A	0	0	0	設置している	H18.9	×	A	0	0	0	18.8
宮城県	設置している	H18.6	○	B	1	1	0	設置している	H18.8	×	C	0	0	0	設置している	H18.4	×	B	0	0	0	37.5
福島県	設置している	H19.4	○	A	1	1	0	設置している	H19.6	○	A	1	1	0	設置している	H18.10	×	A	0	0	0	19.6
新潟県	設置している	H18.6	○	B ※5	1	1	1	設置している	H18.7	×	B	0	0	0	設置している	H18.6	×	B	0	0	0	41.4
東京都	設置している	H18.4	×	D	3	1	0	設置している	H18.4	×	C	0	0	0	設置している	H19.3	×	D	0	0	0	61.7
群馬県	設置している	H18.4	×	D	0	0	0	設置している	H18.4	×	D	0	0	0	設置している	H18.4	×	B	1	1	1	30.3
栃木県	設置している	H18.4	×	D	0	0	0	設置している	H18.4	×	D	0	0	0	設置している	H19.1	×	D	0	0	0	42.9
茨城県	設置している	H18.4	×	C	0	0	0	設置している	H18.4	×	C	0	0	0	設置している	H18.4	×	C	0	0	0	42.9
埼玉県	設置している	H18.4	○	A	1	1	1	設置している	H18.4	×	A	0	0	0	設置している	H18.6	×	B	0	0	0	61.8
千葉県	設置している	H18.4	○	A	0	0	0	設置している	H18.4	○	A	0	0	0	設置している	H19.1	×	B	0	0	0	78.2
神奈川県	設置している	H17.4	○	A	5	5	7	設置している	H17.4	○	A	3	2	2	設置している	H18.4	×	A	0	0	0	67.7
山梨県	設置している	H18.10	○	A	0	0	0	設置している	H18.10	×	A	0	0	0	設置している	H18.4	×	B	0	0	0	32.0
静岡県	設置している	H15.10	○	A	9	7	3	設置している	H15.10	○	A	10	10	1	設置している	H18.11	×	D	0	0	0	32.4
長野県	設置している	H16.1	○	B	0	0	0	設置している	H16.1	○	B	0	0	0	設置している	H18.11	×	B	0	0	0	16.1
富山県	設置している	H18.4	×	D	0	0	0	設置している	H18.5	×	D	0	0	0	設置している	H18.8	×	A	0	0	0	53.3
石川県	設置している	H18.4	×	B	0	0	0	設置している	H20.8	×	B	0	0	0	設置している	H18.5	×	B	0	0	0	35.3
岐阜県	設置している	H18.4	○	A	0	0	0	設置している	H18.9	×	D	0	0	0	設置している	H18.4	×	B	0	0	0	54.8
愛知県	設置している	H18.4	○	A	1	1	0	設置している	H18.4	○	A	0	0	0	設置している	H18.4	×	A	0	0	0	58.3
三重県	設置している	H18.4	○	A	0	0	0	設置している	H18.4	○	A	3	3	1	設置している	H18.4	×	B	0	0	0	42.3
福井県	設置している	H18.4	×	D	0	0	0	設置予定	H21.4	×	—	—	—	設置している	H19.1	×	A	0	0	0	20.0	
滋賀県	設置している	H19.10	○	A	0	0	0	設置している	H20.4	○	A	0	0	0	設置している	H18.3	×	A	1	1	1	59.1
京都府	設置している	H18.4	○	A	0	0	0	設置している	H18.4	×	A	0	0	0	設置している	H18.4	×	B	0	0	0	60.9
大阪府	設置している	H18.4	○	A	9	7	2	設置している	H18.4	○	A	1	1	0	設置している	H18.8	×	A	1	1	1	51.3
奈良県	設置している	H18.11	×	A	0	0	0	設置している	H19.4	×	A	0	0	0	設置している	H19.3	×	A	0	0	0	39.4
和歌山県	設置している	H15.4	×	A	0	0	0	設置している	H15.7	○	A	3	3	0	設置している	H18.8	×	A	0	0	0	24.0
兵庫県	設置している	H18.9	×	A	1	1	1	設置している	H18.12	×	A	0	0	0	設置している	H18.6	×	B	0	0	0	48.8
鳥取県	設置している	H14.11	×	A	14	13	13	設置している	H18.4	×	A	8	8	5	設置している	H18.5	×	A	0	0	0	53.8
岡山県	設置している	H18.4	×	A	0	0	0	設置している	H18.4	×	C	0	0	0	設置している	H18.4	×	A	0	0	0	58.3

都道府県	知事部局							教育委員会							警察本部							管内市区町村の設置率
	設置の有無	設置時期	外部窓口の設置	通報対象事案の範囲※1	受理件数等 ※3			設置の有無	設置時期	外部窓口の設置	通報対象事案の範囲	受理件数等 ※3			設置の有無	設置時期	外部窓口の設置	通報対象事案の範囲	受理件数等 ※3			
					受理件数	調査に着手した件数 ※4	是正措置等を講じた件数 ※4					受理件数	調査に着手した件数 ※4	是正措置等を講じた件数 ※4					受理件数	調査に着手した件数 ※4	是正措置等を講じた件数 ※4	
島根県	設置している	H18.10	○	A	1	1	0	設置している	H18.11	○	A	0	0	0	設置している	H18.5	×	D	0	0	0	50.0
広島県	設置している	H18.4	○	B	0	0	0	設置している	H18.10	×	B	1	1	1	設置している	H18.4	×	A	0	0	0	42.9
山口県	設置している	H18.4	○	A	0	0	0	設置している	H18.4	×	A	0	0	0	設置している	H18.5	○	B	0	0	0	47.4
香川県	設置している	H18.4	×	A	0	0	0	設置している	H18.4	×	A	0	0	0	設置している	H18.8	×	A	0	0	0	46.7
徳島県	設置している	H16.4	○	A	0	0	0	設置している	H18.4	○	A	0	0	0	設置している	H18.6	×	A	1	1	1	28.6
愛媛県	設置している	H18.4	×	D	0	0	0	設置している	H18.4	×	D	0	0	0	設置している	H18.4	×	A	0	0	0	89.5
高知県	設置している	H18.4	×	B	0	0	0	設置している	H18.4	×	B	0	0	0	設置している	H18.4	×	B	0	0	0	15.4
福岡県	設置している	H16.9	○	A	2	2	2	設置している	H16.9	○	B	0	0	0	設置している	H18.6	×	D	0	0	0	34.5
佐賀県	設置している	H17.6	○	A	2	2	1	設置している	H18.6	×	A	0	0	0	設置している	H18.5	×	B	0	0	0	44.4
長崎県	設置している	H18.4	○	B	0	0	0	設置している	H20.9	○	A	0	0	0	設置している	H18.7	×	A	0	0	0	39.1
大分県	設置している	H18.4	○	D	0	0	0	設置している	H18.5	×	D	0	0	0	設置している	H18.4	×	B	0	0	0	81.3
熊本県	設置している	H18.4	○	C	0	0	0	設置している	H18.4	○	B	2	2	2	設置している	H18.4	×	B	0	0	0	20.5
宮崎県	設置している	H18.4	○	C	0	0	0	設置している	H18.4	×	A	0	0	0	設置している	H18.11	×	B	0	0	0	34.8
鹿児島県	設置している	H18.4	×	D	0	0	0	設置している	H18.6	×	D	0	0	0	設置している	H18.3	×	D	0	0	0	13.9
沖縄県	設置している	H18.4	×	D	0	0	0	設置している	H18.4	×	A	0	0	0	設置している	H19.3	×	B	0	0	0	8.3
合計	—	—	—	—	52	45	32	—	—	—	—	35	35	15	—	—	—	—	4	4	4	—

※1 通報対象事案の範囲について A: Bに加えて、倫理規定違反その他の事実
 B: 法令違反行為全般
 C: Dに加えて、一部の法令違反行為
 D: 公益通報者保護法に基づく公益情報のみ

※2 件数は、職員等からの通報回数ではなく、通報対象事案の数を集計したもの。
 ※3 前年度受理し、今年度処理した事案を含むため、調査に着手した件数や是正措置等を講じた件数が受理件数を上回ることがある。
 ※4 回答のあった市区町村のうち設置していると回答した市区町村の割合。
 ※5 病院局総務課、議会事務局総務課はD、その他の窓口はB。

8.政令指定都市における取組状況一覧

(平成21年3月31日時点)

政令指定都市	市長部局						
	設置の有無	設置時期	外部窓口の設置	通報対象事実の範囲※1	受案件数等※2		
					受案件数	調査に着手した件数※3	是正措置等を講じた件数※3
札幌市	設置している	H18.4	×	A	8	8	8
仙台市	設置している	H18.4	×	D	0	0	0
さいたま市	設置している	H18.4	×	B	0	0	0
千葉市	設置している	H18.4	○	A	5	5	5
横浜市	設置している	H16.4	○	A	21	13	0
川崎市	設置している	H18.4	×	C	0	0	0
新潟市	設置している	H17.10	○	A	0	0	0
静岡市	設置している	H18.10	×	B	0	0	0
浜松市	設置している	H18.4	×	D	0	0	0
名古屋市	設置している	H17.1	○	A	3	3	0
京都市	設置している	H18.4	○	A	27	27	6
大阪市	設置している	H18.4	○	A	709	709	15
堺市	設置している	H17.7	×	B	0	0	0
神戸市	設置している	H17.8	○	A	17	17	9
岡山市	設置している	H18.4	×	D	0	0	0
広島市	設置している	H18.11	○	A	0	0	0
北九州市	設置している	H19.1	○	A	0	0	1
福岡市	設置している	H16.5	○	A	1	1	1
合計	—	—	—	—	791	783	45

※1 通報対象事実の範囲について A: Bに加えて、倫理規定違反その他の事実
 B: 法令違反行為全般
 C: Dに加えて、一部の法令違反行為
 D: 公益通報者保護法に基づく公益情報のみ

※2 件数は、職員等からの通報回数ではなく、通報対象事実の数を集計したもの

※3 前年度受理し、今年度処理した事案を含むため、調査に着手した件数や是正措置等を講じた件数が受案件数を上回ることがある。

9.窓口を設置している市区町村一覧（都道府県別）

（平成21年3月31日時点）

	北海道	青森県	秋田県	岩手県	山形県
設置率※1	19.0%	41.0%	36.4%	44.1%	18.8%
回答率※2	96.7%	97.5%	88.0%	97.1%	91.4%
1	札幌市	青森市	能代市	盛岡市	山形市
2	函館市	八戸市	横手市	北上市	酒田市
3	小樽市	三沢市	鹿角市	遠野市	中山町
4	旭川市	むつ市	由利本荘市	一関市	朝日町
5	室蘭市	つがる市	潟上市	雫石町	白鷹町
6	釧路市	蓬田村	大仙市	葛巻町	遊佐町
7	帯広市	外ヶ浜町	北秋田市	滝沢村	
8	美唄市	鱒ヶ沢町	小坂町	西和賀町	
9	江別市	深浦町		金ヶ崎町	
10	千歳市	藤崎町		藤沢町	
11	富良野市	七戸町		大槌町	
12	松前町	六ヶ所村		山田町	
13	七飯町	東通村		岩泉町	
14	鹿部町	佐井村		田野畑村	
15	上ノ国町	三戸町		九戸村	
16	奥尻町	階上町			
17	今金町				
18	せたな町				
19	岩内町				
20	月形町				
21	東神楽町				
22	上富良野町				
23	遠軽町				
24	洞爺湖町				
25	白老町				
26	新冠町				
27	清水町				
28	中札内村				
29	白糠町				
30	別海町				
31	中標津町				
32	標津町				
33	羅臼町				

	宮城県	福島県	新潟県	東京都	群馬県
設置率※1	37.5%	19.6%	41.4%	61.7%	30.3%
回答率※2	88.9%	94.9%	93.5%	96.8%	86.8%
1	仙台市	会津若松市	新潟市	千代田区	前橋市
2	石巻市	いわき市	長岡市	港区	高崎市
3	大崎市	白河市	柏崎市	新宿区	伊勢崎市
4	登米市	須賀川市	小千谷市	文京区	富岡市
5	東松島市	田村市	十日町市	台東区	吉岡町
6	川崎町	猪苗代町	見附市	墨田区	甘楽町
7	山元町	会津坂下町	村上市	江東区	孺恋村
8	七ヶ浜町	西郷村	糸魚川市	品川区	板倉町
9	利府町	棚倉町	阿賀野市	目黒区	千代田町
10	色麻町	広野町	佐渡市	大田区	邑楽町
11	女川町	檜葉町	聖籠町	世田谷区	
12	南三陸町		田上町	中野区	
13				杉並区	
14				豊島区	
15				北区	
16				荒川区	
17				板橋区	
18				足立区	
19				葛飾区	
20				江戸川区	
21				八王子市	
22				立川市	
23				武蔵野市	
24				三鷹市	
25				調布市	
26				町田市	
27				小平市	
28				国分寺市	
29				国立市	
30				狛江市	
31				東大和市	
32				東久留米市	
33				武蔵村山市	
34				羽村市	
35				日の出町	
36				大島町	
37				三宅村	

	栃木県	茨城県	埼玉県	千葉県	神奈川県
設置率※1	42.9%	42.9%	61.8%	78.2%	67.7%
回答率※2	93.3%	95.5%	97.1%	98.2%	93.9%
1	宇都宮市	水戸市	さいたま市	千葉市	横浜市
2	足利市	日立市	川越市	船橋市	川崎市
3	栃木市	土浦市	熊谷市	館山市	平塚市
4	鹿沼市	古河市	川口市	木更津市	藤沢市
5	日光市	石岡市	秩父市	野田市	小田原市
6	小山市	龍ヶ崎市	所沢市	香取市	茅ヶ崎市
7	真岡市	北茨城市	飯能市	茂原市	逗子市
8	矢板市	笠間市	加須市	成田市	相模原市
9	下野市	つくば市	東松山市	佐倉市	秦野市
10	野木町	ひたちなか市	春日部市	東金市	厚木市
11	大平町	守谷市	狭山市	匝瑳市	大和市
12	岩舟町	常陸大宮市	鴻巣市	旭市	海老名市
13		那珂市	草加市	習志野市	座間市
14		かすみがうら市	越谷市	柏市	綾瀬市
15		桜川市	戸田市	市原市	葉山町
16		小美玉市	鳩ヶ谷市	流山市	寒川町
17		大子町	朝霞市	八千代市	中井町
18		境町	志木市	我孫子市	大井町
19			和光市	鴨川市	箱根町
20			桶川市	鎌ヶ谷市	愛川町
21			久喜市	君津市	清川村
22			北本市	富津市	
23			八潮市	浦安市	
24			富士見市	四街道市	
25			三郷市	八街市	
26			坂戸市	印西市	
27			幸手市	白井市	
28			吉川市	富里市	
29			ふじみ野市	本埜村	
30			伊奈町	栄町	
31			三芳町	神崎町	
32			毛呂山町	多古町	
33			越生町	東庄町	
34			小川町	横芝光町	
35			長瀨町	大網白里町	
36			東秩父村	山武市	
37			神川町	白子町	
38			騎西町	長南町	
39			大利根町	大多喜町	
40			栗橋町	御宿町	
41			鷺宮町	いすみ市	
42			杉戸町	南房総市	
43				鋸南町	

	山梨県	静岡県	長野県	富山県	石川県
設置率※1	32.0%	32.4%	16.1%	53.3%	35.3%
回答率※2	89.3%	100.0%	77.5%	100.0%	89.5%
1	都留市	浜松市	松本市	富山市	金沢市
2	韭崎市	沼津市	上田市	高岡市	七尾市
3	南アルプス市	三島市	諏訪市	魚津市	小松市
4	身延町	富士宮市	駒ヶ根市	滑川市	加賀市
5	南部町	富士市	中野市	砺波市	羽咋市
6	昭和町	磐田市	軽井沢町	小矢部市	野々市町
7	西桂町	藤枝市	下諏訪町	南砺市	
8	鳴沢村	菊川市	原村	立山町	
9		伊豆の国市	飯島町		
10		西伊豆町	坂城町		
11		小山町			
12		静岡市			

	岐阜県	愛知県	三重県	福井県	滋賀県
設置率※1	54.8%	58.3%	42.3%	20.0%	59.1%
回答率※2	100.0%	98.4%	89.7%	88.2%	84.6%
1	岐阜市	名古屋市	津市	小浜市	大津市
2	高山市	豊橋市	四日市市	鯖江市	長浜市
3	多治見市	岡崎市	松阪市	越前市	近江八幡市
4	中津川市	一宮市	鈴鹿市		草津市
5	美濃市	瀬戸市	名張市		守山市
6	瑞浪市	半田市	尾鷲市		甲賀市
7	羽島市	豊川市	亀山市		湖南市
8	恵那市	碧南市	志摩市		高島市
9	美濃加茂市	刈谷市	伊賀市		東近江市
10	土岐市	豊田市	度会町		日野町
11	各務原市	安城市	御浜町		愛荘町
12	可児市	西尾市			多賀町
13	山県市	蒲郡市			虎姫町
14	瑞穂市	犬山市			
15	本巣市	江南市			
16	郡上市	小牧市			
17	下呂市	稲沢市			
18	海津市	新城市			
19	笠松町	東海市			
20	輪之内町	大府市			
21	坂祝町	知立市			
22	東白川村	尾張旭市			
23	御嵩町	岩倉市			
24		豊明市			
25		清須市			
26		東郷町			
27		長久手町			
28		北名古屋市			
29		春日町			
30		大口町			
31		大治町			
32		阿久比町			
33		美浜町			
34		吉良町			
35		三好町			

	京都府	大阪府	奈良県	和歌山県	兵庫県
設置率※1	60.9%	51.3%	39.4%	24.0%	48.8%
回答率※2	88.5%	90.7%	84.6%	83.3%	100.0%
1	京都市	大阪市	奈良市	和歌山市	神戸市
2	福知山市	岸和田市	大和高田市	田辺市	姫路市
3	舞鶴市	豊中市	大和郡山市	紀美野町	尼崎市
4	亀岡市	高槻市	天理市	広川町	西宮市
5	向日市	守口市	桜井市	白浜町	芦屋市
6	長岡京市	茨木市	生駒市	太地町	伊丹市
7	八幡市	八尾市	香芝市		加古川市
8	京田辺市	富田林市	葛城市		赤穂市
9	木津川市	寝屋川市	斑鳩町		宝塚市
10	井手町	松原市	川西町		高砂市
11	宇治田原町	大東市	王寺町		川西市
12	精華町	和泉市	吉野町		三田市
13	京丹波町	箕面市	十津川村		養父市
14	与謝野町	門真市			丹波市
15		摂津市			南あわじ市
16		高石市			朝来市
17		東大阪市			淡路市
18		島本町			宍粟市
19		豊能町			稲美町
20		堺市			新温泉町

	鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
設置率※1	53.8%	58.3%	50.0%	42.9%	47.4%
回答率※2	68.4%	88.9%	85.7%	91.3%	95.0%
1	鳥取市	岡山市	松江市	広島市	山口市
2	米子市	倉敷市	浜田市	呉市	下関市
3	倉吉市	津山市	出雲市	福山市	防府市
4	境港市	笠岡市	益田市	三次市	下松市
5	岩美町	井原市	大田市	東広島市	光市
6	大山町	総社市	安来市	廿日市市	長門市
7	日南町	高梁市	江津市	安芸高田市	柳井市
8		新見市	邑南町	海田町	周南市
9		赤磐市	海士町	熊野町	山陽小野田市
10		真庭市			
11		早島町			
12		浅口市			
13		矢掛町			
14		久米南町			

	香川県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡県
設置率※1	46.7%	28.6%	89.5%	15.4%	34.5%
回答率※2	88.2%	87.5%	95.0%	76.5%	83.3%
1	高松市	鳴門市	松山市	宿毛市	福岡市
2	丸亀市	小松島市	今治市	四万十市	北九州市
3	坂出市	美馬市	宇和島市	香南市	大牟田市
4	さぬき市	佐那河内村	新居浜市	三原市	久留米市
5	東かがわ市	那賀町	西条市		直方市
6	小豆島町	三好市	大洲市		飯塚市
7	三豊市		伊予市		朝倉市
8			四国中央市		行橋市
9			西予市		筑紫野市
10			東温市		春日市
11			上島町		大野城市
12			久万高原町		太宰府市
13			松前町		うきは市
14			砥部町		志免町
15			松野町		粕屋町
16			鬼北町		小竹町
17			愛南町		みやま市
18					荇田町
19					みやこ町

	佐賀県	長崎県	大分県	熊本県	宮崎県
設置率※1	44.4%	39.1%	81.3%	20.5%	34.8%
回答率※2	90.0%	100.0%	88.9%	83.0%	82.1%
1	佐賀市	長崎市	大分市	熊本市	都城市
2	唐津市	佐世保市	別府市	人吉市	延岡市
3	多久市	諫早市	中津市	菊池市	串間市
4	伊万里市	大村市	日田市	上天草市	国富町
5	武雄市	五島市	佐伯市	阿蘇市	綾町
6	鹿島市	雲仙市	竹田市	城南町	高鍋町
7	玄海町	長与町	豊後高田市	玉東町	川南町
8	太良町	川棚町	杵築市	水上村	五ヶ瀬町
9		南島原市	宇佐市		
10			豊後大野市		
11			由布市		
12			国東市		
13			九重町		

	鹿児島県	沖縄県
設置率※1	13.9%	8.3%
回答率※2	80.0%	58.5%
1	鹿屋市	豊見城市
2	奄美市	宜野座村
3	薩摩川内市	
4	いちき串木野市	
5	南さつま市	

※1 各都道府県別に回答のあった市区町村のうち設置していると回答した市区町村の割合。

※2 各都道府県別の回答率

Ⅱ. 外部の労働者からの公益通報

- 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間に外部の労働者から全行政機関が受け付けた公益通報者保護法に基づく公益通報は、受理件数が5,129件、調査に着手した件数が4,639件、措置を講じた件数は3,761件であった。
- 対象法律ごとの公益通報の件数及び具体的な措置の内容は以下の通り。

(平成21年3月31日時点)

対象法律	受理件数等 ※1			措置の内容 ※1							
	受理件数	調査に着手した件数 ※2	是正措置等を講じた件数 ※2	許認可等の取り消し	事業・営業停止命令	事業・営業改善命令	勧告・指示	処分に当たらない措置	告発・検察官送致	その他の措置	非公開
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	88	86	79	0	0	0	19	60	0	0	0
健康保険法	44	31	18	0	0	0	0	18	0	0	0
厚生年金保険法	43	31	18	0	0	0	0	18	0	0	0
下水道法	33	33	33	0	0	0	0	33	0	0	0
雇用保険法	32	29	26	0	0	0	24	0	0	1	1
食品衛生法	28	28	25	0	0	0	1	24	0	0	0
職業安定法	20	18	15	0	0	0	1	14	0	0	0
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	13	13	7	0	0	0	0	6	1	0	0
介護保険法	11	11	10	0	0	0	4	6	0	0	0
不当景品類及び不当表示防止法	10	10	8	0	0	0	0	3	0	0	5
障害者自立支援法	8	8	8	1	0	0	0	6	0	1	0
消防法	8	8	8	0	0	1	5	2	0	0	0
医療法	8	8	7	0	0	0	0	6	0	1	0
道路交通法	6	6	4	0	0	0	0	1	3	0	0
薬事法	5	4	1	0	0	0	0	1	0	0	0
刑法	5	4	1	0	0	0	0	0	1	0	0
特定商取引に関する法律	4	4	1	0	0	0	0	1	0	0	0
保険業法	3	3	4	0	0	0	0	0	0	4	0
社会福祉法	3	3	3	0	0	0	0	3	0	0	0
建築基準法	3	3	3	0	0	0	0	2	0	1	0
電気工事業の業務の適正化に関する法律	3	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0
電気工事士法	3	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0
警備業法	3	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0
労働保険の保険料の徴収等に関する法律 ※3	3	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0
金融商品取引法	3	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0
宅地建物取引業法	2	2	2	0	1	0	0	0	0	1	0
老人福祉法	2	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0
採石法	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
電気事業法	2	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0
労働基準法 ※3	2	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美容師法	2	1	2	0	0	0	0	2	0	0	0
貨物自動車運送事業法	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2
労働安全衛生法 ※3	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
卸売市場法	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
悪臭防止法	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0
計量法	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0

対象法律	受理件数等 ※1			措置の内容 ※1							
	受理件数	調査に着手した件数 ※2	是正措置等を講じた件数 ※2	許認可等の取り消し	事業・営業停止命令	事業・営業改善命令	勧告・指示	処分に当たらない措置	告発・検察官送致	その他の措置	非公開
港湾労働法	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
医師法	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
歯科衛生士法	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
児童福祉法	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
浄化槽法	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
建築士法	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0
工業標準化法	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0
火薬類取締法	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康増進法	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託業法	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
倉庫業法	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬剤師法	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
植物防疫法	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貸金業の規制等に関する法律	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
銀行法	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
信用金庫法	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
税理士法	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
労働基準法、労働安全衛生法等労働基準監督署が通報先となる法律 ※4	4,703	4,254	3,448	1	0	0	2,979	362	28	78	0
その他の法律 ※5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	5,129	4,639	3,761	3	2	2	3,040	579	33	93	9

- ※1 件数は、職員等からの通報回数ではなく、通報対象事実の数を集計したもの。
- ※2 前年度受理し、今年度処理した事案を含むため、調査に着手した件数や是正措置等を講じた件数が受理件数を上回ることがある。
- ※3 労働基準監督署が受理したものを除く。
- ※4 家内労働法、最低賃金法、作業環境測定法、じん肺法、石綿による健康被害の救済に関する法律、炭鉱被害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法、賃金の支払いの確保等に関する法律、労働安全衛生法、労働基準法、労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律に係る公益通報のうち、労働基準監督署が受理したもの(労働基準法等の規定に基づく申告を含む)。なお、これらの受理件数等の算出は、通報の回数に基づく。
- ※5 法律名を明かすことにより通報者が特定される恐れがあるため、法律名については記載せず。(ただし、本件については、調査の結果、法令違反がないことを確認している。)

(参考) 平成 19 年度外部の労働者からの公益通報

対象法律	受理件数等(注1)		
	受理件数	調査に着手した件数	措置を講じた件数
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	76	75	75
食品衛生法	58	58	36
雇用保険法	33	32	31
厚生年金保険法	25	26	20
健康保険法	25	26	20
建築基準法	22	22	11
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	14	14	0
介護保険法	13	13	10
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	13	13	7
職業安定法	10	9	9
大気汚染防止法	9	9	9
障害者自立支援法	9	9	5
保険業法	8	6	5
薬事法	6	6	6
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	6	6	4
消防法	6	6	4
社会福祉法	5	5	5
医療法	5	4	4
不当景品類及び不当表示防止法	5	3	2
医師法	4	4	4
道路交通法	4	4	2
刑法	4	4	0
老人福祉法	3	3	3
労働保険の保険料の徴収等に関する法律(注2)	3	3	3
道路運送法	3	3	0
銀行法	3	2	2
美容師法	2	2	2
保健師助産師看護師法	2	2	2
農業協同組合法	2	2	2
港湾労働法	2	2	1
特定商取引に関する法律	2	2	1
水質汚濁防止法	2	2	0
生活保護法	2	2	0
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	2	2	0
金融商品取引法	2	0	0
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	1	1	1
揮発油等の品質の確保等に関する法律	1	1	1
クリーニング業法	1	1	1
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律	1	1	1
警備業法	1	1	1
建設業法	1	1	1
高圧ガス保安法	1	1	1
個人情報の保護に関する法律	1	1	1
歯科衛生士法	1	1	1
児童福祉法	1	1	1

対象法律	受理件数等(注1)		
	受理件数	調査に着手した件数	措置を講じた件数
騒音規制法	1	1	1
旅館業法	1	1	1
労働基準法(注2)	1	1	1
貸金業の規制等に関する法律	1	1	0
貸金業法	1	1	0
計量法	1	1	0
航空法	1	1	0
植物防疫法	1	1	0
信用金庫法	1	1	0
宅地建物取引業法	1	1	0
輸出入取引法	1	1	0
臨床検査技師等に関する法律	1	1	0
歯科医師法	1	0	0
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	1	0	0
中小企業等協同組合法	1	0	0
旅行業法	1	0	0
労働安全衛生法(注2)	1	0	0
協同組合による金融事業に関する法律	0	0	1
金融先物取引法(注3)	0	0	1
労働基準法、労働安全衛生法等労働基準監督署が通報先となる法律(注4)	4,775	4,325	3,822
合 計	5,192	4,728	4,122

(注1) 件数は、労働者からの通報件数ではなく、通報対象事実の数を集計したものの。

(注2) 労働基準監督署が受理したものを除く。

(注3) この法律は平成19年9月30日をもって廃止された。

(注4) 家内労働法、最低賃金法、作業環境測定法、じん肺法、石綿による健康被害の救済に関する法律、炭鉱被害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法、賃金の支払いの確保等に関する法律、労働安全衛生法、労働基準法、労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律に係る公益通報のうち、労働基準監督署が受理したもの(労働基準法等の規程に基づく申告を含む)。なお、これらの受理件数等の算出は通報の回数に基づく。